龍谷大学校友会東京支部会則

(会の名称)  
第１条　本会は、龍谷大学校友会東京支部（以下「本会」という）と称する。  
  
(会の目的)  
第２条　本会は、会員相互間の親睦をはかり、併せて母校発展に協力することを目的とする。  
  
(会の事業)  
第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。  
１　総会、懇親会、講演会等の開催  
２　会報の発行  
３　校友会本部及び龍谷大学が行う事業への協力  
４　その他必要な事業  
  
(事務局)  
第４条　本会の事務局は、東京都千代田区丸の内２－２－１岸本ビルヂング１１階　龍谷大学東京オフィス内に置く。  
  
(会員)  
第５条　本会の会員は、以下に示す会員をもって組織する。  
１　東京都に在住または勤務する龍谷大学校友会員  
２　校友会支部が設置されていない東京近県に在住または勤務する龍谷大学校友会員  
３　龍谷大学校友会東京支部に特に関係が深く、支部長が認めたもの  
  
(役員)  
第６条　本会の運営にあたり、次の役員を置く。また、必要に応じ、顧問を置くことができる。  
１　支部長　１名　　  
２　副支部長　若干名  
３　常任理事　若干名  
４　理事　若干名　　  
５　会計担当理事　２名　　  
６　監事　２名  
  
(役員の選任)  
第７条　支部長、監事は、総会において会員の中から選出する。  
１　前条の第２号、第３号、第４号、第５号の役員は、会員の中から支部長が委嘱する。

(役員の任期)  
第８条　  
１　役員の任期は、３年とする。ただし、再任は妨げない。  
２　任期の途中において役員に欠員が生じた場合、直ちに補充するものとする。  
　この場合の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。  
  
(役員の任務)  
第９条　役員は、次の任務を行う。  
１　支部長は、本会を代表し、会務を統括する。  
２　副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。  
３　常任理事は、支部長、副支部長を補佐し、実務を企画・遂行する。  
４　理事は、常任理事を補佐し、実務を遂行する。  
５　会計担当理事は、本会の財務を担当する。  
６　監事は、本会の会計監査にあたる。  
  
(会計)  
第１０条　本会の経費は、会費、本部助成金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。  
１　会費は、年会費１０００円とする。  
２　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。  
  
(総会)  
第１１条　総会は原則として、年１回行い、次の事項を議決する。  
１　事業計画、予算の決定  
２　事業の報告、決算の承認  
３　支部長、監事の選任  
４　会費の決定  
５　会則の変更  
  
(その他)  
第１２条　その他、会の運営に対して必要な事項は、別途定める。  
  
付則  
本会則は、平成１７年１０月９日から施行する。  
一部改正　平成２１年６月２０日から施行する。  
一部改正　平成２２年５月２９日から施行する。  
一部改正　平成２５年６月１日から施行する。  
一部改正　平成２６年５月２４日から施行する。